健康診断をやりっぱなしにしていませんか？

事業者は、健康診断の結果異常所見があると診断された労働者（有所見者）の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。

【労働安全衛生法第66条の4】

● 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて

① 定期健康診断の実施
（安衛法第 66 条第 1 項）

↓

②健康診断結果の受領
異常所見の有無のチェック

所見なし　　所見あり

③健康診断結果の労働者への通知
（安衛法第66条の6）

④医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）
就業上の措置について医師等の意見を聴かなければなりません※

※産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業においても、労働者の健康管理を行うのに必要な知識を有する医師等から意見を聴くのが適当であり、地域産業保健センターの相談窓口の活用等が適当とされています。
≪指針≫

通常勤務可　　就業制限　　要休業

特に健康保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第 66 条の 7）

⑤就業上の措置の決定等（安衛法第66条の5）
医師等の意見を勘案し、必要があるときはその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じてください。
また、医師等の意見を踏まえ衛生委員会等への報告を行ってください。

総合窓口

独立行政法人 労働者健康安全機構 千葉産業保健総合支援センター
千葉市中央区中央 3-3-8 日進ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ８F　TEL043(202)3639 FAX043(202)3638
URL:https://www.chibas.johas.go.jp